

生徒指導を中心とした教職論

—いじめ問題と現場の対応について—

鈴木芳明

1 はじめに

平成28年度もいじめに関するニュースが話題になった。東京電力福島原子力発電の放射能漏れ事故のために、避難生活を余儀なくされていた小学生が、転校先の学校でいじめを受けた横浜市や新潟市の例は記憶に新しい。

また、それらのいじめ問題と共に話題になったのが、東京学芸大学附属高等学校でのいじめ問題である。国内有数の進学校で起きたいじめ問題であるだけに、世間から注目を集めることになったのである。

この東京学芸大学附属高校の例で大きく批判され問題になったのが、いじめ防止対策推進法が規定するいじめが校内で行われて、「重大事態」に該当するいじめであったにもかかわらず、学校のいじめに関する認識が低く指導や対応が不適切で、さらに文部科学省への報告が半年間も遅れたことであった。

国の拠点校やモデル校であるべき国立大学附属学校で起きたいじめ問題であったことから、事態を重く見た文部科学省は、平成28年12月24日のクリスマス伊のしまの土曜日の午後であったにもかかわらず、全国の国立大学の幼稚園から高等学校までの附属学校園の代表者と、その附属を管理する大学の教育担当理事まで緊急に召集して、「いじめ防止等の対策のための協議会」を開催して注意を与えたのである。これは、独立法人化以来おそらく初めてではないかと思われる異例の対応がなされたのであった。

今日のように、いじめ問題がすべての学校の生徒指導上の大きな課題になっている時に、学校関係者の中で、前述したようないじめ問題が発生した際に、傍観者のように捉えている者は誰もいない。明日は我が身と皆厳粛に受け止め、いじめ問題の事例がニュースになる度に、どのようにしたらいじめを未然に防ぐことができるのか、あるいは実際に起きた場合にはどのような対処が望ましいかといった事柄を、シュミレーションしている学校がほとんどではないかと思われる。

それぞれの学校では、既に「いじめ防止基本方針」が策定され公表もされている筈なのだが、実際に事が起こってみると、当初想定していたようにはなかなかうまくいかないものである。いじめの被害者や加害者双方から実際に事情聴取をして、保護者を交えて丁寧に説明をしたり、指導をしたりする場合でも、なかなか簡単に

はいかない難しさに直面するケースがほとんどである。

ここでは、毎年文部科学省初等中等教育局児童生徒課より発行されている「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」の近年の調査結果を基にして、いじめ問題の傾向と内容の分析、そして、それに対する現場の対応の問題について考察していきたいと思う。

2 近年のいじめ認知件数の推移

表1は、前述した文部科学省編「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」の中で発表された、平成23年度から平成26年度までのいじめの認知件数を年度毎にまとめたものである。小学校から特別支援校までの全体の合計件数を見ると、平成23年度から翌年の平成24年度の増加率が最も高く、70,231件から198,109件へと一気に2.8倍にも増加していることがまず目に付く。

これは平成24年7月に、滋賀県大津市の中学校で、自殺の予行練習までさせられた生徒が自殺するという衝撃的な事件が発生し、文部科学省が緊急調査をした結果、前年度を大きく上回る認知件数が報告されたからである。いじめに対する全国的な関心の高まりと、問題意識をもって国が取り組んだことが、認知件数の急増といった結果につながったのではないと思われる。

また、この年の12月には、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部顧問による体罰を苦にした生徒が自殺するという痛ましい事件も起こり、いじめや体罰を教育現場から根絶しようとする気運が、全国的な盛り上がりを見せた年でもあった。

こうして、平成25年2月には、教育再生実行会議第一次提言が発表され、「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」として、同年6月には遂に、「いじめ防止対策推進法」が成立したのであった。

教職に就く身としては、襟を正してさらにいじめ問題に取り組まなければならないという覚悟を新たにしたものであるが、一方では、今回の件で一番大きいと感じたものは、教育再生実行会議での第一次提言にあるように、いじめ問題に対して、「社会総がかりでいじめに対峙していく」という決意を、社会全体で共有しようとした点である。

表1 いじめ認知件数（最近4ヶ年）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	33,124件	117,384件	118,748件	122,734件
中学校	30,749件	63,634件	55,248件	52,971件
高校	6,020件	16,274件	11,039件	11,404件
特別支援	338件	817件	768件	963件
計	70,231件	198,109件	185,803件	188,072件

これまでも、昭和61年の「葬式ごっこ」でいじめを受けた中学生が、「このままじゃ『生きジゴク』になっちゃうよ。」という悲痛な言葉を残して自殺した鹿川君事件を始め、社会問題にまで発展したいじめがまったくなかったわけではなかった。しかし、その事件のあった当座、いったんいじめは減少するものの、また元の状態に戻るといったことが繰り返されて来ていて、なかなか決めに欠くという印象があった。それだけいじめ問題は根が深く、大人の社会でもいじめがなくなるのには、大人の社会の縮小版的な側面をもつ子どもの社会でいじめを根絶させることは、なかなか難しいというのが、多くの教育関係者の見方ではなかったろうか。

高校や場合によっては中学校において、かつてはどんな学校でも喫煙問題に悩まされて来たものである。しかし、近年の世界的な喫煙に対する厳しい目や風潮が、社会のあらゆる場所で喫煙しにくい状況を生み出し、それによって学校内においても、近年はあつという間に生徒の喫煙者数が減少していった事例があった。この事例と同じように、学校からいじめをなくすためには、やはり社会全体でいじめをなくそうという厳しい目や姿勢、そして風潮が大切なのではないだろうか。

平成25年に成立した「いじめ防止対策推進法」の中では、学校ばかりではなく、国や地方公共団体にまで「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定義務（地方公共団体は努力義務）が求められている。

また、地方公共団体は、関係機関との連携を図るために、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとしたのである。学校内においては、当然ながら学校内におけるいじめ防止対策組織が義務づけられているが、前述したように学校以外の関係機関とも「いじめ問題対策連絡協議会」をもつことによって、第三者委員会としての立場から、客観的に学校内でおきたいじめ問題を評価・判断できる組織を作ったことの意義は大きい。

つまり、一つの学校で起きたいじめ問題に対して、それまでは校内でのみ処理されてきたものが、社会全体で責任や役割を分担することを可能にしたからである。それほどいじめ問題は難しいのである。

表1のいじめの認知件数の合計数は、平成24年度から平成25年度では、大津のいじめ事件があったために若干減少したが、平成26年度はまた増加傾向に転じている。文部科学省の平成26年度の統計は、平成28年7月に公表されているので、一番最近の数字ではあるものの、公表までには一年以上かかっている。したがって、今年度や昨年度といった直近のデータではないことに注意して欲しい。

平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が成立したにもかかわらず、数字的にはなかなか結果に表れて来ないが、しかし、一番新しい数字でも、いじめ防止対策推進法が成立してまだ2年後の調査結果である。効果が表れて来るのは、これからではないかと思われる。

いじめ問題に対して、社会全体でこの問題に取り組んでいけば、かつて喫煙問題が急速に解決へと向かって行ったように、いつかきっと効果が表れる時が来るので

はないだろうか。

3 いじめ認知件数の詳細

(1) 学年別認知件数

表1を見ると、平成26年度のいじめ認知件数では、中学校は高校の4.6倍、小学校は中学校の2.3倍程多くなっている。こうしてみると、いじめは低学年になればなるほど多いように見えるが実際はそうではない。平成26年度の学年別認知件数は下記の通りである。()内の数字は、平成25年度の認知件数。

小学校	1年生	20,313 (18,394)	2年生	21,377 (20,074)
	3年生	20,982 (20,883)	4年生	21,659 (20,500)
	5年生	20,412 (20,415)	6年生	17,991 (18,482)
中学校	1年生	26,954 (27,362)	2年生	17,817 (18,686)
	3年生	8,200 (9,200)		
高校	1年生	5,704 (5,622)	2年生	3,615 (3,502)
	3年生	2,034 (1,876)		

これらの学年別認知件数をみると、ピークは中学校1年生であることがわかる。次の学校に進学する直前の小学校6年生、中学校3年生、高校3年生でいじめが減少しているのは、おそらく進学準備に追われて、気持ちがそちらの方へ向いているからではないかと考えられる。そして、低学年ほどいじめが多いわけではなく、小学校1年生から中学校2年生まで認知件数は各学年ともほぼ同じで、2万件前後の認知件数であることもわかる。つまり小学校が、中学校より2.3倍もいじめの認知件数が多いのは、学年が6学年で中学校の3学年の2倍であることから、見かけ上総数が多いためであったのである。いじめが起る認知件数は、小学校から中学校まで、毎年ほとんど変わっていないのである。

(2) いじめの認知学校数と認知件数

表2は、平成26年度の調査で、学校総数といじめを認知している学校数、及びいじめの認知件数との相関関係をまとめたものである。小学校でいじめを認知している学校が55.3%、中学校が一番高く67.5%、高校で46.9%、特別支援が一番低く23.6%である。

いじめを認知していない学校は、小学校と高校で約半数近くあり、中学校では3割ちょっとの学校が認知していないことになる。しかし、いじめの根絶のために努力している学校もあるかもしれないが、一つの学校で一件のいじめもないというのは、現実問題としては、ちょっと考えにくいのではないかと思う。

表2 いじめの認知学校数と認知件数（平成26年度調査）

	学校総数	認知校数	比率	認知件数	1校あたりの認知件数
小学校	20,852	11,537	55.3	122,734	5.9
中学校	10,608	7,162	67.5	52,971	5.0
高校	5,730	2,686	46.9	11,404	2.0
特別支援	1,095	258	23.6	963	0.9
計	38,285	21,643	56.5	188,072	4.9

こうして考えてみると、いじめの問題が連日マスコミを賑わしてはいるものの、その実態を把握することがいかに困難であるかということがよくわかる。いじめを認定していない学校で、仮に1校1件づついじめを認定したと想定しただけでも、表1で示したいじめの認知件数は倍近い数字に跳ね上がって来るのである。

こうした事態を憂慮した文部科学省は、平成27年度のいじめアンケート調査をやり直さざるを得なくなってしまったのだが、同年8月17日の通知では、再調査に至った理由について、次の二つの事案を示しながら説明している。

一件目は、岩手県矢巾町で中学2年生が自殺してしまった事案である。「亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校は、人間関係上のトラブルと捉え、しかもそのトラブルは解決済みと判断し、結局いじめと捉えませんでした。全国的にも、この事案と同様、いじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案があるのではないかと懸念」しているとある。

二件目は、児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数において、都道府県間の差が極めて大きい状況であることを指摘した点である。平成25年度の調査によると、いじめ認知件数が一番多かったのは、京都府の99.8人であったが、一番認知件数の少ない福島県の1.2人との差は、実に83倍もの開きがあったのである。このため、「実態を正確に反映しているとは考え難く、問題行動等調査が国の施策を考える上で極めて重要な指標であることを踏まえると、看過し得ない課題となっている」ことを認めざるを得ない状況であるというのである。

いじめの認知件数をめぐっては、認知そのものに学校差や地域差があったのでは、何のためにアンケート調査をするのか意味がなくなってしまう。

仮に自らの学校にいじめがあることを報告することによって、世間や社会、あるいは文部科学省そのものから悪い評価が下されることを心配しているとしたならば、まずそういった不安や懸念を払拭する必要がある。

文部科学省は、この通知の中で、文部科学省としての「いじめの認知に関する考え方」をわざわざ5項目に分けて表明している。ここまで説明しなければ、なかなか正確ないじめの認知件数が把握できないところにもまたこの問題の難しさがある。

その通知の中で、特に注目されるのは4番目の項目に書かれた次の二点である。

(1) 文部科学省としては、いじめの認定件数が多い学校については、「いじめを

初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。

(2) 各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要があるとしている。

文部科学省が、全国で起きているいじめの実態を少しでも正確に把握するために、いじめの認知件数の多い学校を批判的な目で見るとはならず、むしろ積極的に肯定しようと考えているところが注目されるのではないだろうか。国が本気でいじめ問題に取り組もうとしている証でもあり、こういう姿勢が、やがて社会全体におけるいじめ根絶の風潮へとつながっていくことをぜひ期待したいものである。

4 学校現場の取り組み

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受けて、各校では、管理職のみならず、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの教職員を中心として、場合によっては弁護士、医師、警察官経験者などから成る「いじめ対策組織」が作られ、そして、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」が策定されて公表された筈である。

表3、表4は平成26年度調査のものだが、いじめの発見は、アンケート調査など学校の取り組みにより発見されるケースが最も高く50.9%、次が本人からの訴えで17.3%、3番目が学級担任による発見で12.1%、4番目が当該生徒（本人）の保護者からの訴えで11.2%の順である。現在では、ほとんどの学校で文部科学省から送られて来るアンケート用紙に基づいて、いじめアンケート調査を実施しているのではないと思われる。

また、表5に見られるように、いじめられた生徒が相談する相手は、学級担任に相談することが73.6%と最も高い数字であることも注目される。

いずれにしても、いじめ対策は、まず学校での対策が最も重要であることが、こうした調査からも裏付けられたことになるのである。

前述した文部科学省からのアンケートには、校内でのいじめに関するあらゆることが記載できるようになっている。いじめをしったりされたり、見たり聞いたりしたことがあるかどうかという点を中心に、どんな些細ないじめでも拾い上げることができるように工夫されている。

アンケート結果はすぐに担任が集計し、生徒指導部や学年主任、いじめ対策組織や管理職へと報告される。そして、記載があった場合には、どんな些細な記述であっても必ず記載した生徒や関係する生徒を呼んで事情調査が行われ、その内容は職員会議を開いて全職員に結果が知らされて、情報を共有することが行われる筈である。

また、事情聴取の結果、いじめと認定された場合は、生徒指導部が指導の原案を

表3 いじめの発見Ⅰ

<ul style="list-style-type: none"> ・(平成26年度調査) ・いじめの発見のきっかけ(その1) <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校の教職員等が発見 66.0% <ol style="list-style-type: none"> ①学級担任が発見 12.1% ②学級担任以外の教職員が発見 2.3% ③養護教諭が発見 0.4% ④スクールカウンセラー等外部者が発見 0.3% ⑤アンケート調査など学校の取り組みにより発見 50.9%

表4 いじめの発見Ⅱ

<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見のきっかけ(その2) <ol style="list-style-type: none"> 2. 学校の教職員以外からの情報により発見 34.0% <ol style="list-style-type: none"> ①本人からの訴え 17.3% ②当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え 11.2% ③児童生徒(本人を除く)からの情報 3.3% ④保護者(本人の保護者を除く)からの情報 1.8% ⑤地域住民からの情報 0.1% ⑥学校以外の関係機関(相談機関等)からの情報 0.2% ⑦その他(匿名の投書など) 0.1%
--

表5 相談者

<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童生徒の相談の状況 <ol style="list-style-type: none"> ①学級担任に相談 73.6% ②学級担任以外の教職員に相談 9.8% ③養護教諭に相談 4.2% ④スクールカウンセラー等に相談 3.1% ⑤学校以外の相談機関に相談 0.9% ⑥保護者や家族等に相談 27.2% ⑦友人に相談 9.1% ⑧その他(地域の人など) 0.8% ⑨誰にも相談しない 7.9%

作成して再び職員会議が開かれ、加害者に対する指導と、被害者に対する今後のケアをどのようにしていくことが望ましいかということを全職員で協議して、決定されていくのが多くの学校のやり方ではないかと思われる。

5 いじめの重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項には、いじめの「重大事態」に関する規定が書かれている。「重大事態」とは次の二つのことである。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記二つの規定の中で、特に二の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席する」に該当するかどうかを判断するのが、現場としては一番難しいところであろう。冒頭に示した東京学芸大学附属高校の事案も、結果的にはここに抵触したのである。平成28年3月に文部科学省より出された「不登校重大事態に係る調査の指針」によれば、「不登校重大事態に該当するか否かの判断」は、「学校の設置者又は学校」であり、欠席期間の目安は年間30日であるという。そして、30日に到達する前から設置者に報告・相談し、よく協議することが必要であるとしている。

不登校重大事態が発生した場合は、①国立大学法人の附属学校は学長を經由して文部科学大臣へ ②公立学校は教育委員会を經由して当該地方公共団体の長へ ③私立学校は当該学校の設置者を經由して都道府県知事へ報告することが義務づけられている。

常日頃より、学校内はもちろんのこと、学校と学校の設置者との関係や連携が密になされているかということが、極めて重要なものになって来るのである。

6 まとめ

いじめ防止対策に関しては、平成18年に、文部科学省と国立教育政策研究所生徒指導研究センターとの共著で出された「いじめ問題に関する取組事例集」を始め、各都道府県の教育委員会からもたくさん優れた実践報告がなされている。学校においていじめを未然に防ぐために、弁護士やソーシャルワーカー等の講演会を開催するなどして、様々な角度からいじめの問題点を生徒に考えさせたり、全校集会や学年集会を通して、事ある毎に、いじめが絶対にいけないものであることを訴え、クラスで話し合いを持つことなどをして、問題意識を高める取り組みをするなど、あの手この手を使って防止対策を実践している学校がほとんどであろう。

そうした地道な活動を繰り返していくのはもちろんのこと、生徒と生徒、生徒と教師、教師と保護者、教師と管理職、学校と学校設置者などの信頼関係を築き上げていくために、常日頃の努力がいかに大切かということではないかと思う。

そして、喫煙問題でもみられたように、社会全体でいじめの問題に対して厳しい目や姿勢で取り組み、学校以外の社会のあらゆる場所においても、いじめを絶対に許さないという風潮を確立していくことが大切なのではないかと思う。

参考資料

- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課編「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」

て」平成25年度版～平成28年度版

・文部科学省初等中等教育局児童生徒課長坪田知広編「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応について」平成28年12月24日